

別紙（陳情第6号）

中間市合併の条件についての決議案

- 1 市長は、中間市側の条件が「無条件」であれば、中間市の合併に賛成すること。その際、現中間市を遠賀川を挟んで東西で分割した行政の区割りを行う、あるいは、西側を他の市町村に合併させてもよいものとする。なお、他の市町村との分割合併で構わないかどうかは、中間市にて事前に別途住民投票を行い決定すること。
- 2 1の場合、市長は、「中間区」として新しい区をつくること。ただし、特段の事情がある場合は、その限りでない。
- 3 1の場合、市長は、福岡県および国に対し、次のことを要請すること。
 - (1) 市内の長期未就職世帯の、国の責務による、関東圏を含む他地域への就業のための転出のあっせんや、寮・公営住宅等の確保および収入に応じた提供。
 - (2) 市内の長期未就職世帯の、国の責務による、農地確保・提供のあっせんや、寮・公営住宅等の確保および収入に応じた提供。
 - (3) (1) および (2) の対象世帯の、国の責務による生存権の保障。